



2018年は北海道150年
Hokkaido's 150th Anniversary

平成30年度 道有林の主な取組

北海道
平成30年5月





道有林の概要

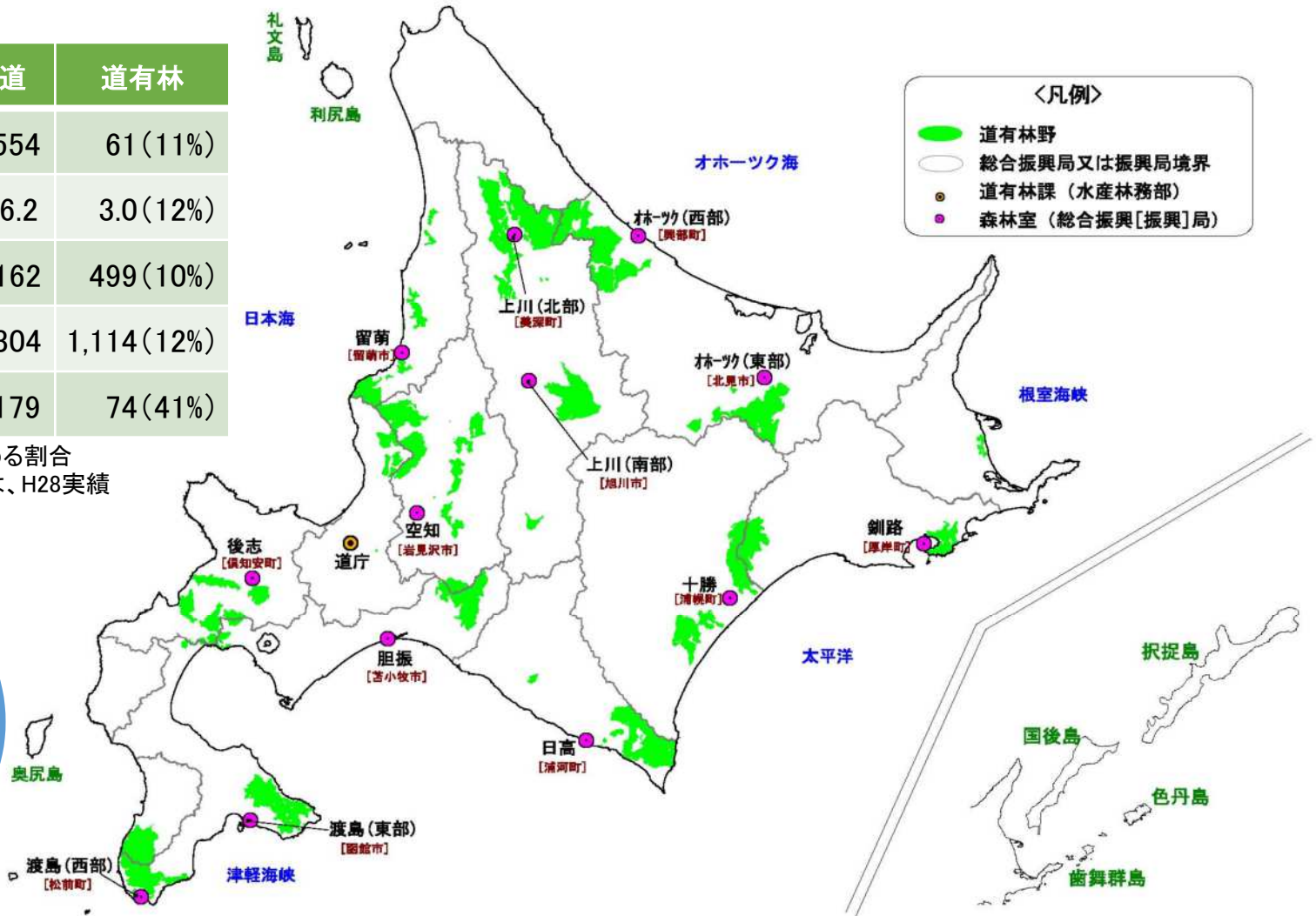
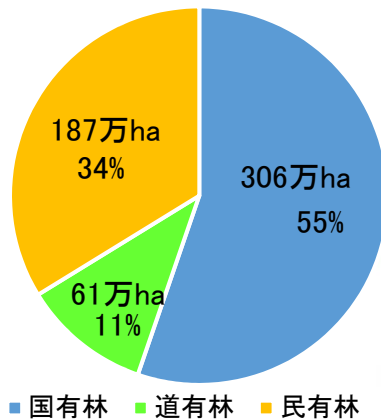


- 道有林は、道が自ら管理運営する森林で、総面積は61万ha、全道森林面積の11%を占有
- 全道13の管理区毎に(総合)振興局森林室が設置され、道有林の適切な整備・管理を推進

区分	北海道	道有林
森林面積(万ha)	554	61(11%)
林道延長(千km)	26.2	3.0(12%)
立木伐採量(千m ³)	5,162	499(10%)
造林面積(ha)	9,304	1,114(12%)
所在市町村数	179	74(41%)

注) ()は北海道全体に占める割合
立木伐採量と造林面積は、H28実績

道内所管別森林面積



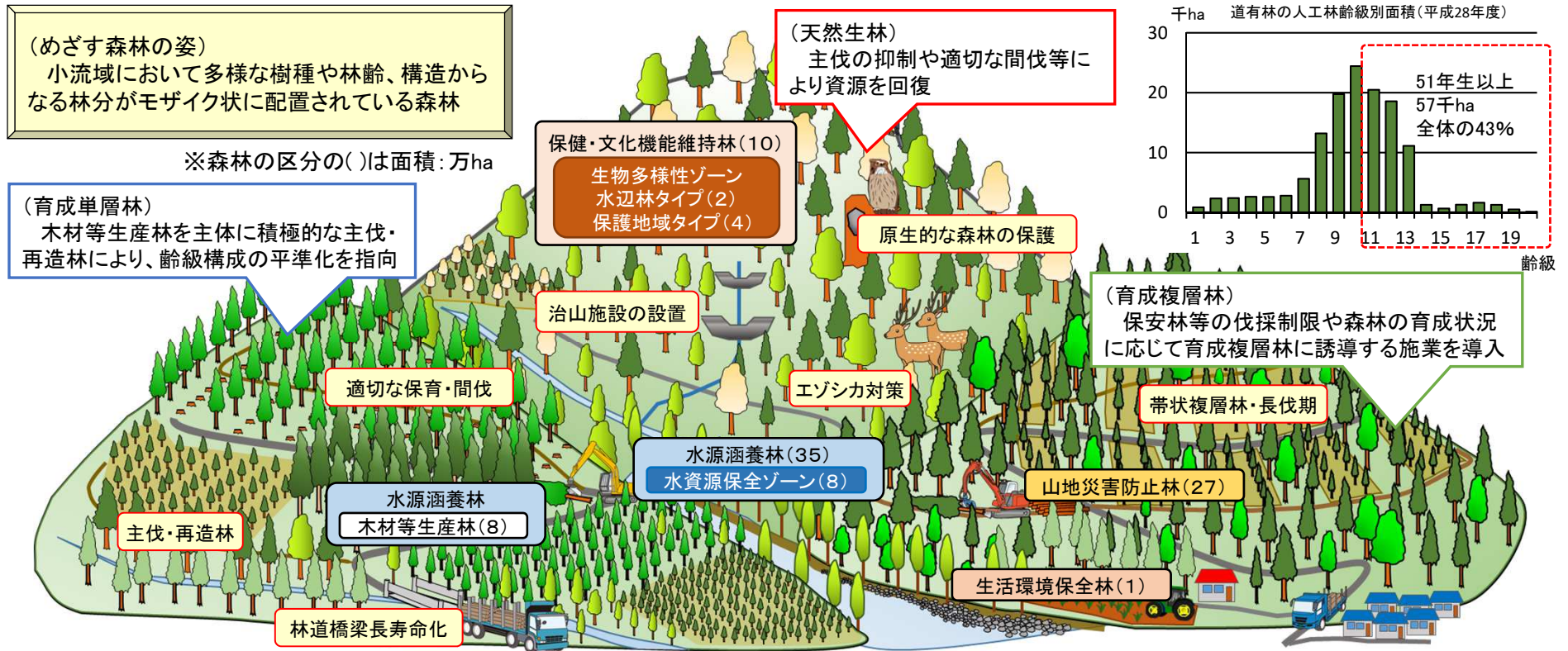


道有林基本計画

～森林の多面的機能の持続的発揮～



- 道有林全域を公益的機能の発揮を期待する森林に位置づけ、機能に応じた森林の整備を推進
- 積極的な主伐・再造林により、森林資源の循環利用に率先して取り組み、木材生産機能を一層発揮
- 生物多様性の保全や病虫獣害対策、事前防災・減災に向けた治山対策など、森林の保全を推進



伐採立木材積及び間伐面積

(材積:千m3、面積:百ha)

区分	総計			前期(H29-33)			後期(H34-38)		
	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
伐採材積	5,498	5,378	120	2,649	2,586	63	2,849	2,792	57
主伐	2,286	2,280	6	1,032	1,029	3	1,254	1,251	3
間伐	3,212	3,098	114	1,617	1,557	60	1,595	1,541	54
間伐面積	463	425	38	238	218	20	225	207	18

造林面積

(百ha)

区分	総計	前期(H29-33)	後期(H34-38)
総計	162	73	89
人工造林	155	68	87
天然更新	7	5	2

路網開設延長

(km)

区分	総計	前期(H29-33)	前期(H34-38)
林業専用道	128	65	63
森林作業道	26	13	13



道有林基本計画

～地域と一体となった森林づくり～



- 共同施業や施業の低コスト化等に取り組み、先導的な役割を果たして地域の林業・木材産業を振興
- 道産木材の需要拡大や林業事業体の育成につながるよう道有林材を戦略的に供給
- 森林レクや観光、木育活動の場など森林の多様な利用を推進し、森林づくりへの道民の理解と参加を促進

【地域と連携した森林施業等】

- ◇民有林・国有林との共同施業・共同出荷
- ◇認証森林の取得拡大
- ◇市町村有林との連携強化
- ◇国有林と連携した生物多様性保全の推進等



【道有林を活用した地域の振興】

- ◇森林レクリエーションや観光等に活用
- 【木育による道民理解の促進】
- ◇道有林における木育活動の推進等



【森林施業の低コスト化等】

- ◇列状間伐の推進
- ◇造林作業の機械化
- ◇エゾシカ捕獲の推進
- ◇保残伐施業の実証等



【林産物の供給】

- ◇木質バイオマスの安定供給
- ◇森林認証材の販売促進
- ◇協定販売(※)の拡大等
- ※事業者との協定により計画的に立木販売を行う仕組み



【林業事業体等の育成】

- ◇長期安定供給販売(※)の導入
- ◇技術研修会等の開催
- ◇労働安全衛生対策の推進等
- ※長期的かつ弾力的に販売事業を発注する仕組み





道有林基本計画 ～森林区分と基本的な取扱い～



めざす森林の姿

- 小流域を森林施業の基本的な単位として、多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置されている森林の育成をめざします。
- 北海道森林づくり基本計画の関連指標の達成に向けて、多様な森林づくりを進めます。




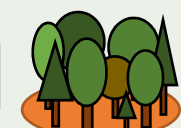
■北海道森林づくり基本計画の関連指標

道有林における育成複層林など 多様な森林に誘導する人工林の面積	
現状(平成27年度)	平成38年度
37千ha	51千ha

森林の区分と基本的な取扱い

- 森林の区分等
道有林全域を公益的機能の発揮を期待する森林に設定し、森林経営計画に基づき森林の整備・保全を推進
- 人工林
自然的・経済的・社会的条件を勘案し、木材等生産林を主体に主伐・再造林を積極的に推進。その他の森林については、森林の育成状況に応じて、間伐等により育成複層林に誘導
- 天然林
主伐を抑制しながら、疎林への植栽やかき起こし等による後継樹の確保、密度管理を必要とする広葉樹二次林の間伐を推進

■人工林・天然林と育成単層林・育成複層林・天然生林との関係

区分	育成単層林	育成複層林	天然生林
人工林	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種や林齢が同一の樹木により構成された単層の森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・複層化した森林  <p>人工造林により一部誘導</p>	(該当なし)
天然林	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽やかき起こし等を行った森林 ・施業を行った森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持する森林  <p>天然更新等により一部誘導</p>



I 森林の多面的機能の持続的発揮

平成30年度 道有林野事業の概要



事業概要

(1) 道有林基本計画の着実な推進

- ・育成単層林を維持する施業を主体とした主伐・再造林の推進
- ・間伐の推進
- ・林業専用道の開設等



育成単層林【胆振】

(2) 災害の復旧

- ・平成28年8月の台風等による風倒木処理及び跡地造林の実施
- ・林道及び施業道等の補修



風倒被害箇所【渡島東部】

■ 事業量

区 分		事業量
伐採立木材積(万m ³)	人工林	52
	天然林	1
	計	53
間伐面積(百ha)		47
造 林(百ha)	人工造林	14
	天然更新	1
	計	15
路網開設(林業専用道・森林作業道)(km)		16

予算概要

■ 森林整備事業

(百万円)

区 分			予算額
造林事業	一般	造林単独事業費	1,035
	公共	造林事業費(繰越込)	1,304
	非公共	持続的林業確立対策事業(間伐)	8
		合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費(間伐)	130
	計		2,477
林道事業	一般	林道維持管理事業費	41
	公共	林道事業費(補助金・交付金)※繰越込	394
	非公共	持続的林業確立対策事業(路網)	6
		合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費(路網)	502
	計		943
森林整備諸費			101
立木売払収入			1,044



平成30年度 立木販売重点目標



概要

森林認証材や木質バイオマス等の新たな木材需要に対応しつつ、道産木材の需要拡大等を図るため、立木販売に関する重点目標を定め、道有林材を戦略的に市場に供給します。

重点目標

1 道有林材を活用した地域の取組みの促進

地域における木材の需要や新たな取組みを的確に把握し、道有林材の供給を通じて次の取組を促進します。

- (1) 森林認証材の安定供給による地域材のブランド化
- (2) 道南スギなど地域固有の木材の需要拡大
- (3) 地域材を利用した公共建築物や住宅等の建築
- (4) 新たな技術を活用した木製品の開発・製造

2 木質バイオマスの安定供給

地域におけるニーズを把握し、次の取組みにより低質材や林地未利用材を安定的に供給します。

- (1) 道有林が所在する市町村における木質バイオマスボイラーの導入等に伴う燃料材の販売
- (2) 林地未利用材の発生情報をホームページ上で公表し、販売
- (3) 林道や施業道沿いのかぶり木等を事業者の提案に応じて販売
- (4) 保育伐等により切り捨てられた小径木やパルプ主体の林分を販売



トドマツ間伐材【上川南部】

3 販売目標量(全道): 530,000m³

【主な内訳】

- (1) CoC 認証取得者向け森林認証材: 23,500m³
- (2) 協定販売: 53,000m³
- (3) 長期安定供給販売: 46,500m³



林地未利用材【胆振】



I 森林の多面的機能の持続的発揮

エゾシカ森林被害防止対策



概要

エゾシカ生息数は、依然として高い水準で推移しており、農林業被害の低減に向けて国有林や市町村等と連携して道有林内における捕獲環境を整備するとともに、自ら捕獲事業を実施することにより、エゾシカによる森林被害の軽減を図ります。

捕獲環境の整備

○国有林と連携した林道除雪

実施時期: 12月下旬～3月下旬

実施箇所: 渡島東部、胆振、日高、空知、上川南部
オホーツク西部・東部、十勝、釧路森林室

予算額: 23,208千円

■道有林内エゾシカ捕獲実績(一般狩猟) (単位:頭)

区分	H25		H26		H27		H28	
	除雪	除雪	除雪	除雪	除雪	除雪	除雪	
捕獲数	4,780	1,461	4,809	1,583	4,304	1,425	4,780	4,780

※除雪は、林道除雪箇所における捕獲数

○一般狩猟者への林道開放

エゾシカ可猟期間のうち、期間を定め、土・日・祝日及び年末年始に限り、通行可能な林道等を一般狩猟者に開放。



林道除雪【日高】

捕獲事業の実施

○管理型捕獲(モバイルカリング)の実施・普及

実施箇所: 浦河町(日高管理区)

厚岸町・浜中町(釧路管理区)

■モバイルカリング捕獲実績(日高・釧路管理区) (単位:頭、日)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
捕獲頭数	41	66	51	75	40	69	97	439
実施日数	10	14	14	11	23	10	19	101

※モバイルカリングとは、閉鎖した除雪林道において車輛からエゾシカを狙撃し捕獲する管理型捕獲手法のこと

○森林管理と一体となったエゾシカの個体数管理

実施箇所: オホーツク東部森林室

- ・自動撮影カメラ等によりエゾシカの生息密度や季節移動を把握
- ・機動性のある小型囲いワナによる効率的な捕獲
- ・捕獲したエゾシカは、食肉処理業者と連携して有効利用



小型囲いワナ【オホーツク東部】



I 森林の多面的機能の持続的発揮

林道橋梁の長寿命化



概要

道有林には、平成29年度末現在で674橋の橋梁があり、今後10年間で架設から50年を経過する老朽化した橋梁が497橋(全体の74%)と急増し、今後一斉に更新時期を迎えることから、トータルコストの縮減・平準化に向けて計画的に補修等を行っていきます。

取組内容

事後保全的な補修・架替えから予防保全的補修及び計画的な架替えへ

○メンテナンスサイクルの構築

定期点検の実施や橋梁状況の把握、これらの情報を記録したデータベースの作成・活用

○トータルコストの縮減

優先順位を示した個別施設計画を策定し、予防保全的な補修及び計画的な架替えを実施

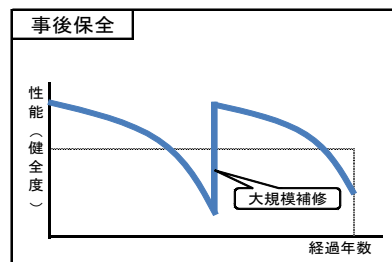
○計画的な対策

橋梁の健全性と管理区分による優先度を設定し、緊急の措置を要するものから整備

対策内容	全体計画	前期計画 (H28~32)	H30計画
架替え	23橋	13橋	3橋
補修	199橋	24橋	1橋
事業費	1,635百万円	785百万円	193百万円

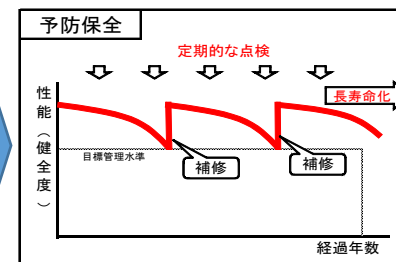
【事後保全とは】

施設に必要とされる管理水準の範囲内の損傷等を許容し、下回る段階で補修や更新を実施すること



【予防保全とは】

軽微でも大規模な修繕等につながる恐れのある損傷等があった段階で予防的な補修や更新を実施すること



事後保全と予防保全による管理のイメージ



老朽化した橋梁【渡島東部】



架け替えられた橋梁【渡島東部】



道有林材の戦略的な供給



概要

道産木材の需要拡大等に向け、素材生産業者等と協定を締結し計画的に木材を供給する「協定販売」を一層推進するとともに、素材生産を担う林業事業者に対して長期的・弾力的に道有林材を供給する長期安定供給販売を推進します。

協定販売

- 次の場合について協定販売を実施します。
 - ①木質バイオマス用材として有効活用する場合
 - ②木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合
 - ③森林認証など広域的な地域のブランド材を普及・開発し、道産木材の需要促進を図る場合
 - ④公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合
 - ⑤一般民有林と連携して共同施業や共同出荷を行う場合 など
- ※②～④については、木材加工事業者等からの要請を受け、必要に応じて実施することもできます。

■ H30協定販売計画量

区分	件数	協定量	H30計画量
～H29協定済	8件	584百m ³	234百m ³
H30新規協定	9件	996百m ³	296百m ³
合計	17件	1,580百m ³	530百m ³

長期安定供給販売

地域の素材生産を担う林業事業者による計画的な雇用確保や設備投資を促進するため、林業事業者の裁量度を高めた立木販売を実施します。

【概要】

- ①一定区域(人工林が多い複数林班を想定)を対象に道と素材生産事業者が5年以内の長期協定を締結します。
- ②当該事業者は、市場動向等を勘案し、協定期間内において事業者自ら伐採の実施時期を決定します。
- ③当該事業者は、伐採時期に応じて年度単位で森林室と立木の売買契約を交わし、契約後1年以内に搬出を行います。

■ H30長期安定供給販売計画量

区分	件数	協定量	H30計画量
H29協定済	5件	1,716百m ³	358百m ³
H30新規協定	3件	497百m ³	107百m ³
合計	8件	2,213百m ³	465百m ³



II 地域と一体となった森林づくり

共同施業・共同出荷の全道展開



概要

道有林では、隣接した一般民有林等と連携した森林整備を推進するため、路網や土場等の共同使用や間伐等の共同実施を一部の地域で行ってきましたが、今までの先行事例を踏まえて作成した「共同施業等の手引き」に基づき、地域ニーズに応じた共同施業等の取組を全道で展開します。

共同施業等の目的等

- 共同施業等では、所管を超えて路網や土場等を共同で利用することにより、これまでアクセスできず施業が行われなかった箇所等を新たに施業対象に組み入れることができます。
- 伐採等施業を一緒に行うことにより、機械運搬費の削減や事業量の確保等による低コスト化、販売ロットの確保により木材を有利に販売することが可能となるなど、様々なメリットがあります。



造材作業【オホーツク東部】

■ 共同施業等の主な取組事例

森林室	共同者	契約形態	取組内容
渡島東部	森林組合	覚書	路網の共同利用等
胆振	町・森林組合・国	協定書	間伐等の共同施業等
空知	町	協定書	路網の共同利用等
留萌	森林組合	協定書・覚書	路網等の共同利用等
上川北部	町	協定書	間伐等の共同施業等

共同施業等の手法

共同施業等の手法は、大きく分けて次の3つがあります。

路網や土場等施設の共同利用

路網や土場等の施設について、共同で利用することにより、作業現場への通勤時間や運材距離の短縮、路網整備に係るコストの低減を図ることができます。



共同施業等のススメ

共同施業

同一の事業者が所管を超えて間伐等の施業を行うことにより、施業の低コスト化（林業機械の共用や運搬経費の削減等）を図るとともに、販売ロットの確保により有利に木材を販売できます。

共同出荷

間伐等が小規模で生産ロットが小さい場合や、道産木材を道外移出又は海外に輸出する場合等において、共同で出荷することにより販売ロットを確保し、有利に木材を販売できます。



II 地域と一体となった森林づくり

森林施業の省力化に向けた実証・普及



概要

森林資源の循環利用に率先して取り組み、本道の森林づくりを先導的な役割を果たすため、地域の林業関係者や研究機関と連携し、森林施業の低コスト化など新たな技術の実証・普及に取り組みます。

機械作業を前提とした人工林造成技術の開発

【取組内容】

重労働な人力作業が主体となる植林や保育について、軽労化や低コスト化を図るため、機械作業を前提とした人工林造成技術の開発を進めています。



下刈機械実演【上川北部】

【具体的な取組】

- 平成27年度から12森林室において、機械による地拵や下刈等の実証事業を実施。
- 実証結果を「道有林における機械化による施工事例集」として取りまとめ一般民有林へ普及。
- 地拵用の新たなアタッチメントの実証等を実施。



施工事例集

コンテナ苗の実証試験

【取組内容】

コンテナ苗の普及を目的として、植栽実証試験地を設定し、作業工程や植栽後の成長状況等を関係機関と連携して調査・検証に取り組んでいます。



コンテナ苗植栽【上川北部】
(千本)

■コンテナ苗植栽実績

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30計画
カラマツ	0.6		4.4	9.0	0.3	21.9
クリーソウチ	0.1		1.6	1.1		1.5
トドマツ	2.4	7.5	6.0	6.6	19.5	7.9
アカエゾマツ	0.4		0.2	3.5	1.4	
スギ			0.5		0.6	
その他		1.8	1.3	0.1		
計	3.5	9.3	14.0	20.3	21.8	31.3

H33までに苗木総使用本数の2割程度に拡大



トドマツ人工林保残伐施業の実証実験



概要

世界的に取り組まれている保残伐施業の実証実験を行うため、平成25年度に道と独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学農学部森林科学科、地方独立行政法人北海道森林総合研究機構林業試験場の4者による連携協定を締結(平成25～29年度)し、国内初の取組を進めています。
 ※平成29年3月に、第2期(平成30～34年度)の協定を締結。

実証実験の内容等

保残伐施業とは、人工林における木材生産と
 公益的機能の両立をめざす施業技術のこと

○ トドマツ人工林の1伐採面の大きさを5～7ha程度に設定し、保残木の割合を変えた5パターン(皆伐・少量・中量・大量・群状と対照区(小面積皆伐・広葉樹天然林・伐採なし))の試験区を3セット配置。

○ 第2期協定期間では、各専門分野(生物多様性・水土保持機能)における伐採後の環境変化について継続調査を実施し、その研究成果は報告会等を通じて広く情報発信。

※実験場所は、空知管理区
 (芦別市・深川市・赤平市)



大規模保残伐実証実験【空知】



各実験区は5ha以上、各処理3セットを基本とする

保残伐施業実証実験の実験区と対照区の構成



単木中量保残区



昆虫捕捉装置(マレーズトラップ)



II 地域と一体となった森林づくり

森林認証による地域づくりの推進



概要

第三者機関が森林経営を評価・認証する森林認証制度を活用し、地域と連携して認証(SGEC)を取得し木材を安定供給することで、地域における持続可能な森林経営や認証材を活用した地域づくりを推進します。

認証森林面積

【これまでの認証エリア】合計166,222ha

○網走西部管理区全域 66,269ha

網走東部管理区全域 41,860ha

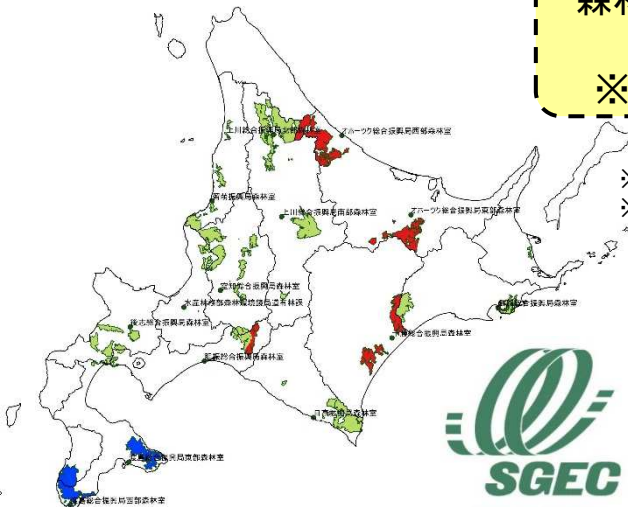
○胆振管理区の一部(むかわ町) 12,933ha

○十勝管理区の一部(十勝管内) 45,160ha

【新たな認証エリア(H30取得予定)】

○渡島東部・西部管理区全域 60,182ha

■道有林の森林認証取得エリア



森林認証取得面積
22万6千ha
※総面積の約4割

※赤がこれまでの認証エリア
※青が新たな認証エリア



認証材の安定供給

○CoC認証取得者限定入札の実施
オホーツク西部・東部、十勝森林室

○認証材を安定供給する
協定販売の実施
オホーツク西部森林室

○木材加工事業者への
CoC認証取得の働きかけ



■平成30年度販売計画

単位: m³

区分	CoC限定入札	協定販売
オホーツク西部	10,200	5,500
オホーツク東部	4,300	5,000
十勝	9,000	
計	23,500	10,500

認証材に対するニーズの高まり(参考)

2020年東京オリパラ競技大会の関連施設等の整備主体における木材の調達には、伐採にあたって生態系の保全に配慮されていること等、様々な基準があるが、認証材は、原則、調達基準を満たしていることから、新国立競技場等の施設において、全国の認証材が使用されることとなっている。



II 地域と一体となった森林づくり

森林整備によるカーボン・オフセット・クレジットの取得・販売



概要

道有林で取得したオフセット・クレジット(J-VER)を活用し、道内外の企業等に販売することで、森林整備に対する道民の理解の促進や、カーボン・オフセット市場の拡大を通じた地域の活性化を図ります。

オフセット・クレジットの取得・販売

後志及び上川南部管理区において、平成21、22年度に実施した245haの人工林間伐によりJ-VER認証を取得し、企業等に販売

- ・クレジット: 4,362t-CO₂ (平成42年度末まで有効) ※H29末販売実績/925t-CO₂
- ・販売価格: 16,200円(税込)/t-CO₂

※カーボン・オフセットとは、自らの温室効果ガス排出量を認識し、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減量や森林吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。



共同記者発表(道・コープさっぽろ・サッポロビール)

主な販売事例

- コープさっぽろとサッポロビール(株)
平成25年度より「北海道の森を元気にしよう！」共同キャンペーンとしてクレジット付きビール等を購入した消費者が自ら排出するCO₂をオフセットする取組を継続実施。
平成29年度からは、第5弾として「北海道の森に海に乾杯！」キャンペーンを実施。(H29は、154t-CO₂購入)
- (株)プリプレス・センター
同社の事業活動及び社員の家族から排出されるCO₂をオフセットする取組を継続的に実施。(H29は、18t-CO₂購入)
- (株)つば八
「若どりザンギ」1品について1円をオフセット・クレジットの購入資金として積立。(H29は、30t-CO₂購入)



「北海道の森に海に乾杯！」共同キャンペーン



「若どりザンギ」

市町村との連携

市町村の森林整備を支援するため、道有林のクレジットは、原則として道内市町村が発行するクレジットとセットで販売

※クレジットを発行する市町村
(平成30年3月末時点)

北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会(足寄町・下川町・滝上町・美幌町)、紋別市、標津町、広尾町、士幌町、津別町、上士幌町、南富良野町、石狩市、浦河町、中標津町



II 地域と一体となった森林づくり

ドローンを活用した取組



概要

ドローン(無人航空機(UAV))を導入し、森林の概況把握に活用するとともに、測量や立木調査への応用など幅広い業務への活用・検討を進めます。

現状と課題

【現状】

- 平成27年度より一部の森林室でドローンを導入し、森林の現況把握等に活用しています。
- 平成28年8月の台風による風倒木発生箇所等では、上空からの現場撮影を迅速かつ容易に行うことができ、被害状況の全体像を速やかに把握するなど一定の成果を上げています。

【課題】

ドローンの活用は、上空からの現場撮影に止まっている現状にあることから、ドローンを使用して立木本数や森林蓄積など森林資源の把握等に活用できないか検討する必要があります。

■道有林におけるドローン配備状況

配備年度	森林室	機種
H27	十勝	ファントム3プロ
H28	胆振・上川北部・オホーツク西部	ファントム4
H29	渡島東部・後志・空知・日高	ファントム4プロ
H30予定	上川南部・オホーツク東部	

取組の方向性

【道総研林業試験場と連携した取組】

- 林業試験場の研究課題である「UAVを活用した低コスト森林調査手法の研究」と連携した取組を進めます。
- 研究では、UAV空撮画像から人工林の単木を樹種毎に自動判別できるシステムを開発し、単木認識結果から林分材積の算出を目指します。
- 道有林では、単木樹冠表面積から単木材積の推定式を作成するため、トドマツ人工林内に標準地を設定しデータ(毎木調査・UAV空撮)を収集。



ドローンによる空撮



空撮箇所を毎木調査

空撮画像＋毎木調査により単木材積の推定式作成



概要

山村地域の振興を図るため、道有林が有している特色のある自然環境などの観光資源を活かして、登山やアウトドアスポーツなどの森林レクリエーションや観光等に多面的に利用され、地域の活性化に繋がるよう観光地へのアクセス道や遊歩道の整備など森林の適切な整備・管理に努めます。

取組内容

【平成29年度の主な取組】

地域からの要望を受けて、次のような事業を実施。

- 増毛山道(増毛町)における取組
山道に繋がる林道の整備や全線復元を記念した「石狩・増毛友好の植樹」等のイベントを行うなど、地域の取組を支援
- スポーツイベントへのフィールド提供
道有林内の林道等をコースとしたトレイルランニング大会等(新十津川町・音威子府村等)へのフィールド提供



増毛山道【留萌】



記念植樹【留萌】

チミケップ湖エリア活用プロジェクト

平成30年度は、チミケップ湖エリア(オホーツク東部)において、クラウドファンディングを活用した遊歩道整備や森林室職員による体験ツアーなどを行う新たなプロジェクトを実施します。

【プロジェクトの詳細】

- チミケップ湖周辺の遊歩道整備。
- 寄付者を対象とした森林室職員による天然林施業試験地と併せた体験ツアーの実施。
- 学識経験者、自然保護活動家、関係市町村等を構成員とした検討会を設置し、事業内容や方向性について検討。

【事業実施による効果】

- 湖周辺の生態系保全
- 豊かな森林の働きや希少性に対する理解の促進
- 観光客誘致による地域の活性化



チミケップ湖【オホーツク東部】